



平成 17 年 9 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社 エスピーエス
 代 表 者 名 代表取締役社長 鎌田 正彦
 (JASDAQ コード番号 : 2384)
 問 い 合 せ 先 取締役管理本部長 入山 賢一
 電 話 番 号 03 - 5655 - 6110 (代表)

2010 年 10 月 8 日満期円貨建轉換社債型新株予約権付社債の発行条件の決定に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 9 月 21 日開催の当社取締役会において決議いたしました 2010 年 10 月 8 日満期円貨建轉換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」といい、新株予約権部分を「本新株予約権」という。)の発行に関し、上記取締役会で未定であった発行条件について決定いたしましたので、既に決定済の事項とともに、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額	<u>本社債の発行価額と同額とする。</u>
本新株予約権の行使に際して払込をなすべき 1 株当りの額 (以下「轉換価額」という。)	<u>当初 436,000 円</u>
(参考) 決定日(平成 17 年 9 月 21 日)における株価等の状況	
イ . 株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通 株式の終値	<u>379,000 円</u>
ロ . アップ率 [{(轉換価額)/(株価(終値)) - 1} × 100]	<u>15.04%</u>
(2) 本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に 組み入れる額	<u>1 株につき 218,000 円</u>

2. 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及び本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、轉換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等のその他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本新株予約権付社債が轉換社債型新株予約権付社債であることから、本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初轉換価額は平成 17 年 9 月 21 日の株式会社ジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 15.04% 上回る額とした。

本報道発表文は、当社の轉換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(ご 参 考) 2010年10月8日満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 本社債の発行総額 | 5,000,000,000 円 |
| (2) 発行決議日 | 平成 17 年 9 月 21 日 |
| (3) 申込期間 | 平成 17 年 9 月 22 日午前 8 時(日本時間)まで |
| (4) 払込期日及び発行日 | 2005 年 10 月 11 日(スイス時間) |
| (5) 本新株予約権の行使期間 | 2005 年 10 月 24 日から 2010 年 9 月 24 日の銀行営業終了時(ロンドン時間)まで。但し、当社の選択により本社債が繰上償還された場合は、当該償還日に先立つ 5 営業日目の日の銀行営業終了時(ロンドン時間)までとする。また、当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合は、期限の利益喪失時点までとする。上記いずれの場合も、2010 年 9 月 24 日より後に本新株予約権を行使することはできない。 |
| (6) 償還期限 | 2010 年 10 月 8 日(スイス時間) |

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。